

令和3年12月8日

令和3年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和3年12月8日 開会

令和3年12月14日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和3年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和3年12月8日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住 民 課 長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会 計 管 理 者	坂本 秀一君
教 育 課 長	新島 和貴君	病 院 事 務 長	岡野 敏行君

# 令和3年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和3年12月8日(水)  
午前10時00分 開会・開議

会期 令和3年12月8日～12月14日(7日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	<p style="text-align: right;">3番 相田 恵美子 議員</p> 会議録署名議員の指名 <p style="text-align: right;">4番 小山 辰美 議員</p>	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第60号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について	原案可決
7	議案第61号	令和3年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号)	原案可決
8	議案第62号	令和3年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
9	議案第63号	奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて	同意
10	—	西秋川衛生組合議会議員の選挙	決定
11	—	秋川流域斎場組合議会議員の選挙	決定

(午後1時18分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（高橋 邦男君） これより令和 3 年第 4 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

3 番 相田恵美子議員、

4 番 小山辰美議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 12 月 1 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告申し上げます。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） 令和 3 年第 4 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 12 月 1 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります。本日から 12 月 14 日までの 7 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期の諸日程であります。タブレットに格納してあります会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案等は、全 4 件であります。

本日 1 日で審議をいたします。

次に、12 月 14 日は、本会議 2 日目、本定例会の最終日ですが、一般質問を行い、閉会する予定であります。

一般質問の通告者は 10 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

なお、本定例会に対しての請願書及び陳情書につきましては、提出がありませんでしたが、委員改選に伴い、各常任委員会が本日開催されます。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。タブレットに格納してあります提出案件一覧表及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

はじめに、議案第 60 号の規約の変更につきましては、単独上程の即決と決定しており

ます。

次に、議案第 61 号及び議案第 62 号の令和 3 年度の一般会計及び特別会計の 2 議案について一括上程とし、採決は、それぞれ即決と決定しております。

説明は、はじめに、副町長から 2 議案について総括説明をいただいた後、各課長より、議案ごとに所管の説明を求めます。2 議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

次に、議案第 63 号の奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることにつきましては、単独上程の即決と決定しております。

次に、辞職願が提出され、欠員が生じております一部事務組合議会の西秋川衛生組合議会議員及び秋川流域斎場組合議会議員の選挙についてご協議、決定をお願いするものであります。

以上が上程別・採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 14 日までの 7 日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 14 日までの 7 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思っております。ご協力よろしくお願ひいたします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の閉会中の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、本定例会の開会にあたり、町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和 3 年第 4 回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、去る 11 月 29 日の令和 3 年第 1 回奥多摩町議会臨時会におきまして各議案のご審議をいただき、ご決定を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

また、臨時会におきまして議長、副議長をはじめ、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長並びに各委員の構成が決定されました。これまで議長をお務めいただきました原島議員、副議長をお務めいただきました宮野議員におかれましては、町議会を代表し、国、東京都への要望や町議会の運営等にご尽力を賜り、厚く感謝を申し上げる次第であります。

また、新たに就任されました高橋議長、小峰副議長におかれましては、少子高齢化をはじめ、現在町が抱えている様々な課題や実情をご賢察いただき、議会と町が車の両輪となって課題の解決に向かっていけるよう、引き続き町政のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する事項ですが、東京都は、新規感染者状況や医療提供体制を踏まえ、10 月 24 日をもってリバウンド防止措置期間を終了したものの、段階的に対応を緩和し、感染再拡大防止を図るため、先月 30 日までの間、基本的対策徹底期間に移行しましたが、年末年始においても引き続き、新規感染を抑え込むため、今日以降も期間を延長している状況であります。

町においては東京都の対応を踏まえ、引き続き、感染予防、感染拡大防止を図るため、町施設においては感染予防対策を徹底の上、通常開館とし、町民皆様には地域応援券使用時、特に、飲食店ではテイクアウト利用時も含め、混雑を避け、会話時のマスク着用など、感染予防対策の徹底を呼びかけてきたところであります。

幸いにも町内における感染発生状況につきましては、9 月の 22 日以降、新たな感染が発生していない状況が続いており、町民皆様、事業者皆様の感染防止対策へのご協力に対しまして改めて感謝を申し上げます。

現在、全国の感染状況につきましても比較的落ち着いており、行動制限も緩和されておりますが、新たな変異株が海外で確認され、一部の国と地域において急速に広がっており、国内でも感染確認が報告されていること、また、年末年始を控え、外出する機会が増えていることから、決して気を緩めることなく、引き続き、町内、各ご家庭や各事業所内にウイルスを持ち込まない、仮に感染が発生したとしても感染拡大に繋げないために、町民皆様、事業者皆様と一体となって感染予防、感染拡大防止を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

なお、地域応援券につきましては、利用状況を鑑み、今日 1 日から飲食券を全取扱店で

利用できる共通券に移行したところであります。

次に、ＪＲ東日本八王子支社では、青梅線、青梅－奥多摩駅区間を本格的な自然やアウトドアが楽しめる路線として、東京アドベンチャーラインの愛称で運行されておりますが、この１０月に３周年を迎え、１０月１６日には記念イベントとして臨時列車「リゾートやまどり」が運行され、多くのお客様をお迎えしました。

また、ＪＲ青梅線の無人駅において沿線自治体や地域住民、事業者を巻き込んで、沿線に点在する空家をホテル客室に改修し、沿線全体をホテルに見立てる沿線活性化事業「沿線まるごとホテル」のサービス開発に取り組み、今年の２月から４月にかけて白丸駅をホテルのフロントやロビーとして活用し、実証実験を行いました。この実証実験が良好な成績、評価を得たことから、「沿線まるごとホテル」の本格事業化をはじめとする沿線活性化における様々な事業を積極的に推進するため、ＪＲ東日本では、小菅村において古民家ホテルを運営し、実績のある事業者との共同出資会社「沿線まるごと株式会社」を無人駅である鳩ノ巣駅を改修、整備した上で拠点として設立する運びとなりました。

町といたしましても空家の活用や新しい滞在型観光、特に、冬場の観光の創出、また、地域の活性化へ向け、引き続き連携を図ってまいります。

一方、車で来られる観光客の増加による駐車場や生活道の混雑、主要道路の渋滞、観光ごみの放置、「もえぎの湯」における源泉湧出量の減少及び施設の老朽化など、観光面における課題も数多く抱えております。

これらの課題につきましては、１０月１９日にテレビ会議方式で行われた小池東京都知事との意見交換の場において東京都からの更なる支援をお願いしたところであります。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第 60 号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更については、秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、規約を変更するものです。

次に、議案第 61 号及び議案第 62 号につきましては、現在執行しております令和 3 年度奥多摩町一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算案となります。

次に、議案第 63 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについては、議員からの選任でありました監査委員、木村圭氏が令和 3 年 11 月 30 日をもって辞職されたことから、その後任として澤本幹男氏を選任することについて議会の同意を求めるものです。

以上、規約の一部変更 1 件、補正予算案 2 件、委員の選任の同意を求める案件が 1 件の計 4 件であります。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、新型コロナウイルス感染症の収束には、今後も時間を要しますが、ウイズコロナにおける観光の振興を図るためには、地域住民の方をはじめ、事業者皆様のご協力が必要不可欠であると考えております。町といたしましても国内外から多くの観光客の皆様をこの自然豊かな奥多摩に安心してお迎えできるよう、職員とともに精いっぱい邁進する所存でありますので、町民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第60号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレット議案第60号をご覧ください。議案第60号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定に基づき、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加をさせるため、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるためでございます。

規約の改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。恐れ入りますが、3ページの新旧対照表をご覧ください。下線が変更の部分でございます。別表中、「多摩六都科学館組合」を「多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、東京都知事への届け出の日から施行するものでございます。



以上で、議案第 60 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 60 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 60 号について討論を省略し、採決したいと思いますけども、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 60 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 60 号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第 7 議案第 61 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）、日程第 8 議案第 62 号 令和 3 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 61 号及び議案第 62 号の令和 3 年度奥多摩町一般会計並びに国民健康保険特別会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、内容等の詳細につきましては、各課長から説明させていただきますので、私からは、総括的に説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 61 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

タブレットの議案書をお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,763 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 109 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金のうち、国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などの増に伴い、970万8,000円を追加、国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増に伴い、6,505万8,000円を追加し、国庫支出金の合計を4億7,243万7,000円に、都支出金のうち、都負担金は、国民健康保険保険基盤安定繰出負担金の増に伴い、64万9,000円を追加、都補助金は、農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金の減などに伴い、2億2,485万1,000円を減額、都委託金は、5,000円を追加し、都支出金の合計を25億9,285万9,000円に、寄附金は、一般寄附金で、実績により1,270万円を追加し、寄附金の合計を1,486万円に、繰入金のうち、基金繰入金は、財政調整基金繰入金の増に伴い、4,700万円を追加し、繰入金の合計を2億7,403万3,000円に、諸収入のうち、雑入は、多摩島しょ広域連携活動助成金の減に伴い、790万4,000円を減額し、諸収入の合計を4億8,151万7,000円とするもので、今回の歳入補正額は、9,763万5,000円を減額し、歳入の合計額を72億109万5,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、会計年度任用職員報酬の増などに伴い、800万6,000円を追加、徴税費は、人件費の増に伴い、11万円を追加、戸籍住民基本台帳費は、備品購入費の増などに伴い、62万3,000円を追加、統計調査費は、5,000円を追加、監査委員費は、人件費の増に伴い、54万4,000円を追加し、総務費の合計を9億6,501万8,000円に、民生費のうち、社会福祉費は、高齢者見守り相談事業費の備品購入費で、見守りシステム機器の増及び各事業費での国都過年度負担金、または補助金返還金の増などに伴い、2,470万4,000円を追加、児童福祉費は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費、児童手当システム改修委託費の増などに伴い、5,089万6,000円を追加し、民生費の合計を12億3,432万9,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、接種予約等事務委託の増などに伴い、2,315万2,000円を追加、清掃費は、3,000円を追加し、衛生費の合計を5億6,429万5,000円に、農林水産事業費のうち、農業費は、滞在型ラウベ外周竹垣設置工事費の増などに伴い、300万9,000円を追加、林業費は、林道維持補修工事費の増などに伴い、741万6,000円を追加、水産業費は、21万7,000円を追加し、農林水産業費の合計を9億2,224万7,000円に、商工費は、観光費で、「もえぎの湯」第2源泉ポンプ取替工事などの増に伴い、829万9,000円を追加し、商工費の合計を5億1,501万2,000円に、土木費のうち、道路橋梁費は、町単独道路新設改良事業費の増などに伴い、530万円を追加、住宅費は、町営若者住宅等管理費の修繕費の増

などに伴い、124万1,000円を追加し、土木費の合計を13億5,880万2,000円に、消防費は、消防事務委託費負担金の増などに伴い、2,496万6,000円を追加し、消防費の合計を2億9,396万7,000円に、教育費のうち、教育総務費は、幼稚園等補助事業費の増などに伴い、164万9,000円を追加、小学校費は、芸術鑑賞教室委託の減などに伴い、27万6,000円を減額、4ページをご覧ください。中学校費は、16万1,000円を追加、給食費は、修繕費の増などに伴い、102万8,000円を追加、社会教育費は、海外派遣事業負担金、子ども国際交流音楽祭負担金などの減に伴い、1,850万5,000円を減額、保健体育費は、町体育協会補助金の減などに伴い、546万円を減額し、3ページにお戻りいただきまして、教育費の合計を6億3,787万2,000円に、4ページをご覧ください。災害復旧費のうち、過年度災害復旧費は、令和元年度台風第19号災害復旧事業費の減に伴い、2億3,400万円を減額し、災害復旧費の合計を3億7,714万4,000円に、予備費は、予算調整により72万3,000円を減額し、予備費の合計を2,718万5,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の9,763万5,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の72億109万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

次に、議案第62号 令和3年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

タブレットの議案書をお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億383万9,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の増に伴い、127万9,000円を追加し、繰入金の合計を6,236万円とするもので、今回の歳入補正額は、127万9,000円を追加し、歳入の合計額を8億383万9,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

諸支出金のうち、償還金及び還付金は、国保税一般分還付金の増に伴い、80万円を追加し、諸支出金の合計を1,779万3,000円に、予備費は、予算調整により47万9,000円を追加し、予備費の合計を53万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の127万9,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8億383万9,000円とするものでございます。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

以上で、議案第 61 号及び議案第 62 号の 2 会計について補正予算の提案のご説明をさせていただきます。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は、自席で着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いいたします。

はじめに、議案第 61 号について各課長から順次所管の説明を求めます。福祉保健課長。  
○福祉保健課長（菊池 良君） それでは、議案第 61 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。補正予算書の 7 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 14 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金では、節 01 社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定繰出負担金 31 万円を増額するもので、詳細につきましては国民健康保険特別会計でご説明いたします。

次に、目 02 衛生費国庫負担金では、節 01 保健衛生費負担金において新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金 939 万 8,000 円を増額するもので、これは、8 月以降の 1 回目、2 回目のワクチン接種分と 1 月から予定されます 3 回目のワクチン接種の追加交付分を計上するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の項 02 国庫補助金は、項全体で 6,505 万 8,000 円の増で、内訳としまして、目 01 総務費国庫補助金が 701 万 8,000 円の増で、説明欄記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において事業者支援分が国より追加交付されるものです。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、目 02 民生費国庫負担金では、節 02 児童福祉費補助金において説明欄の子ども・子育て支援事業費補助金 247 万 6,000 円の増額は、令和 3 年 5 月の法改正による制度変更に対応するため、児童手当システム改修経費を計上するものです。

次の子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金 4,600 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、臨時特別給付金児童 1 人に対し 10 万円を 2 回に分けて支給するもので、その交付額を計上しておくもので、次の 95 万 8,000 円の増額につきましては、その事務経費分となります。

目 03 衛生費国庫補助金では、節 01 保健衛生費補助金において説明欄の感染症予防事業

費等補助金 316 万 8,000 円を増額するもので、これは、緊急風しん抗体検査等事業費、ロタウイルスワクチンに関わるマイナンバー情報連携整備事業、健診結果等の様式の標準化整備事業、健診情報連携システム整備事業として交付されることになったため、計上をするものでございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 543 万 8,000 円を増額は、国庫負担金同様、8 月以降の 1 回目、2 回目のワクチン接種と、1 月から予定されます 3 回目のワクチン接種に係る追加交付分を計上するものです。

次に、款 15 都支出金です。項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金では、節 01 社会福祉費負担金で国民健康保険基盤安定繰出負担金 64 万 9,000 円を増額するもので、詳細につきましては、国民健康保険特別会計でご説明いたします。

8 ページをご覧ください。項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金では、節 01 社会福祉費補助金 656 万 9,000 円を計上するもので、こちらは古里地区へ設置する筋力向上トレーニング施設に係る経費に対して補助金が交付されるものでございます。

次に、節 02 児童福祉費補助金 32 万 8,000 円を増額は、説明欄記載のひとり親家庭医療費助成事業補助金 31 万 8,000 円は、対象者の見込みにより計上するもので、子ども家庭支援包括補助事業補助金 1 万円の増額は、子どもと子育て家庭に対する安心・安全確保対策支援事業の学童保育会の消耗品分の補助金を計上するものでございます。

目 03 衛生費都補助金、節 01 保健衛生費補助金では、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助金 75 万 2,000 円を増額するもので、こちらは新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、肺炎球菌ワクチンをより多くの方が接種できるよう、令和 3 年度については予防接種費用 2,500 円分が 65 歳以上の方などに交付されることとなったため、その見込みの対象者分 301 人分を計上するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、目 04 農林水産業費都補助金 2 億 3,500 万円の減額は、節 01 農業費補助金で、ワサビ田災害復旧事業に充当する農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金を実績見込みにより減額するものでございます。

次に、目 05 商工費都補助金 600 万円の増額は、節 01 観光費補助金で、説明欄記載の森林資源を活用した魅力創出事業補助金で、むかし道における景観伐採等の補助事業が採択されたことから補助率 10 分の 10 で計上するものです。

○教育課長（新島 和貴君） 次に、目 08 教育費都補助金、節 02 社会教育費補助金 350 万円の減額は、スポーツ振興等事業費補助金の減で、新型コロナウイルスの影響により、歩く大会と海外派遣事業を中止したことによるものです。内容については歳出でご説明い

たします。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、項 03 都委託金、目 01 総務費委託金は、5,000 円の増額となり、節 03 統計調査委託金に関わる経済センサス調査費の増額で、東京都からの交付金の交付決定によるものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 17 寄附金は、目 01 一般寄附金が 1,270 万円の増で、9 ページにかけまして説明欄記載の通常的一般寄附金分を 1,150 万円、ふるさと納税寄附金分 3 種類合計 120 万円をそれぞれ増額するもので、現時点における実績及び見込額に基づく金額を計上するものです。

次の款 18 繰入金、項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金 4,700 万円の増は、財源不足により、財政調整基金から所要額を取り崩すものです。

○教育課長（新島 和貴君） 次に、款 20 諸収入、項 05 雑入、目 06 東京都市長会助成金、節 01 多摩・島しょ広域連携活動助成金 790 万 4,000 円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、子ども国際交流音楽祭と神津島洋上セミナーを中止したことによるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレット 10 ページからは、歳出に入りますが、その前に、人件費につきまして総括的にご説明させていただきます。恐れ入りますが、タブレット 31 ページ、給与費明細書をご覧ください。

31 ページは、1. 特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をご覧ください。共済費のその他 6 万 7,000 円の増額は、教育長に関わる共済費の年間所要額を見込み、合計も同額でございます。

次に、32 ページをご覧ください。2. 一般職、（1）の総括でございます。内訳といたしまして、次の 33 ページ、ア、常勤職員分と次の 34 ページ、イ、会計年度任用職員の総括となりますので、はじめに、33 ページのア、常勤職員分から説明させていただきます。比較の欄ですが、給与費で、給料は 53 万 2,000 円の増額で、年間所要額の調整によるもの、次の職員手当の 230 万 4,000 円の増額は、年間所要額を見込むもので、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、扶養手当の 16 万 2,000 円の増額は、支給対象者の増によるもの、次の地域手当の 7,000 円の増額と、次の超過勤務手当の 92 万円の増額は、子育て世帯への臨時給付金事務の対応など、それぞれ年間所要額を見込み、通勤手当の 18 万 9,000 円の増額は、通勤経路等の変更によるもの、次に、下段の区分の期末勤勉手当 4 万 1,000 円の増額と、次の退職手当組合負担金の 31 万 5,000 円の増額は、それぞ

れ年間所要額の調整によるもの、次の児童手当の 67 万円の増額は、支給対象者の増によるもので、上段にお戻りいただき、給与費計では 283 万 6,000 円の増額となり、隣の共済費の 75 万 5,000 円の増額は、年間標準報酬額の調整見込みによるもので、合計では 359 万 1,000 円を増額するものでございます。

恐れ入ります、次に 34 ページをご覧ください。イ、会計年度任用職員でございます。比較の欄で、職員数は、産休等代替に替わるもので、パートタイム会計年度任用職員の 3 名の増員で、補正後の人数を 146 名にするものでございます。給与費で、報酬の 322 万 6,000 円の増額は、パートタイム会計年度任用職員の年間所要額を見込み、次の職員手当の 19 万円の増額、1 つ飛ばして共済費の 43 万 7,000 円の増額は、会計年度任用職員の増によるもの、合計では 385 万 3,000 円の増額となるものでございます。

なお、下段の職員手当の内訳は、会計年度任用職員の増員に関わる期末手当の年間所要額の調整によるものでございます。

恐れ入ります、タブレット 32 ページにお戻りください。2. 一般会計の（1）総括をご覧ください。ただいまご説明いたしましたア、常勤職員分とイ、会計年度任用職員分の費用を合わせたもので、比較の人数と金額のみご説明させていただきます。比較の欄の職員数では、カッコ内はパートタイム会計年度任用職員 3 名の増員でございます。次の給与費で、報酬は 322 万 6,000 円の増額、次の給料は 53 万 2,000 円の増額、次の職員手当は 249 万 4,000 円の増額となり、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、扶養手当は 16 万 2,000 円の増額、次の地域手当は 7,000 円の増額、2 つ飛ばして超過勤務手当は 92 万円の増額、次の通勤手当は 18 万 9,000 円の増額、下段に移り、期末勤勉手当は 23 万 1,000 円の増額、次の退職手当組合負担金は 31 万 5,000 円の増額、次の児童手当は 67 万円の増額で、上段にお戻りください。給与費計では 625 万 2,000 円の増額となり、隣の共済費は 119 万 2,000 円の増額で、合計では 744 万 4,000 円の増額となるものでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります、タブレット補正予算書 10 ページにお戻りください。款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費ですが、総額で 442 万 7,000 円の増額となります。内訳として、（01）一般管理費 344 万 1,000 円の増額は、節 01 報酬は、会計年度任用職員 2 名分の増によるもの、次の節 03 職員手当等と節 04 共済費は、一般職職員、会計年度任用職員の人件費の所要の額の調整によるものでございます。

次の（04）庁舎管理費 98 万 6,000 円の増額は、節 10 需用費で、役場庁舎正面玄関入り

口の自動ドアの内側外側の開閉装置及びセンサー等の設備の老朽化に伴い、修繕費を計上するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 04、事業番号（01）財政管理費 60 万円の増は、説明欄記載のふるさと納税業務委託を増額するもので、先程、歳入でご説明いたしました、ふるさと納税寄附金の増に伴い、返礼品調達費用も増えることになるため、増額するものです。

なお、この返礼品の調達に要する費用は、国の基準により、寄附金総額の2分の1以下と定められているため、今回の歳入補正額 120 万円の2分の1である 60 万円を歳出にて計上させていただくものです。

○会計管理者（坂本 秀一君） 次に、目 05、事業（01）会計管理費の4万円の増は、節 11 役務費及び節 13 使用料及び賃借料ともに町税等の口座振替データの処理方式を変更しましたことによります新增分でございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 07 企画費、事業番号（02）企画事業費 16 万 3,000 円の増は、11 ページにかけまして説明欄記載の町公式フリータブロイド誌である「ブルーグリーンジャーナル」がご好評をいただいておりますが、現在の発行部数である 6,000 部では需要に応えられない状況となっているため、2,000 部を増刷し、発行部数を 8,000 部にさせていただくため計上するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 08 電子計算費は、総額で 189 万 1,000 円の増額でございます。

内訳として、（01）電子計算管理費 63 万 7,000 円の増額は、節 10 需用費 58 万 7,000 円の増額は、住民情報系及び内部情報系のプリンタートナー等の消耗品として 50 万 5,000 円を増額し、次の印刷製本費は、納付書等の印刷を行うもので、8 万 2,000 円を増額するものでございます。

次の節 11 役務費 5 万円の増額は、説明欄記載の情報機器収集運搬処分料として、旧基幹系システムのパソコン及びプリンターの廃棄処分費を計上するものでございます。

次に、（02）電子計算開発費 125 万 4,000 円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載の電子計算機及び周辺機器更新委託として、データ標準レイアウト改版対応作業委託及び年金システム改修業務委託を計上するものでございます。

次に、目 13 防犯対策費、（02）防犯施設整備費 38 万 5,000 円の増額は、節 14 工事請負費で、説明欄記載の防犯灯整備工事費を計上するものでございます。本年 10 月 1 日に国道 411 号線、南氷川地内の商店街の街灯撤去、消灯に伴い、国道を管理する東京都建設



局西多摩建設事務所に国道内の道路等照明の設置を要望いたしましたが、道路交通上等の優先順位から設置を検討するとのことで、まずは現状では、氷川保育園前の電柱に共架することが決まっており、先月 11 月 30 日に灯具が設置され、12 月中には通電がされるという連絡を受けております。しかし、南氷川自治会より、防犯面や歩行面に不安が生じるとのことで、防犯灯の設置要望がございましたことから、防犯灯整備工事費としてソーラータイプの防犯灯 5 カ所分を計上するものでございます。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、目 14 諸費、事業（01）町税過年度還付金 50 万円の増額は、説明欄の過年度分の町税の還付金ですが、1 件の事業主の方の令和元年度分所得税修正申告によりまして、令和 2 年度分住民税の多額の還付金が発生したため増額するものです。

次に、12 ページをお願いします。項 02 徴税費、目 01 税務総務費 11 万円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費まで、職員人件費の所要額の調整によるものです。

次の項 03 戸籍住民基本台帳費、事業（01）戸籍住民基本台帳費 62 万 3,000 円の増額は、内訳としまして、節 04 共済費 2 万円の増額につきましては、職員人件費の所要額の調整によるもの、節 12 委託料は、戸籍システム共有プリンター入れ替えに伴うシステム改修により 8 万 8,000 円を増額、節 17 備品購入費では、現在、窓口で使用している電子レジスターが故障しましたが、現在のものは平成 8 年に購入し、25 年が経過しているため、既に部品の製造がなく、修理不能のため、本庁窓口用 1 台及び古里出張所の 1 台のレジにつきましても同様の状況のため、新たに 2 台購入分として 51 万 5,000 円を増額するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、項 05 統計調査費、目 01 基幹統計費、（01）経済センサス統計調査費 5,000 円の増額は、節 08 旅費で、統計調査終了に伴う事務報告会の旅費が追加されたことから、説明欄記載の職員普通旅費を増額するものでございます。

次に、13 ページをご覧ください。項 06、目 01 監査委員費 54 万 4,000 円の増額は、節 02 給料、節 03 職員手当等及び節 04 共済費の人件費の所要額の調整によるものでございます。

以上で、款 02 総務費の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開とい

たします。

午前 10 時 59 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳出、款の 03 民生費の説明から行います。福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） それでは、款 03 民生費となります。13 ページになります。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、事業番号（04）行旅死亡人取扱費は、34 万 8,000 円を増額するもので、節 07 報償費から節 12 委託料まで、説明欄記載のとおり、それぞれ取り扱い件数の増により計上するものでございます。

14 ページをご覧ください。事業（06）社会福祉協議会補助事業費では、令和 2 年度地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、節 22 償還金・利子及び割引料において 65 万 8,000 円を増額し、返還をするものです。

（16）国民健康保険事業費、節 04 共済費 2 万円の増額は、職員の人件費の調整によるもので、節 27 繰出金 128 万円の増額は、国及び東京都の交付決定に伴い、保険基盤安定繰出金の増額を見込むもので、詳細につきましては、国民健康保険特別会計でご説明いたします。

目 02 老人福祉費です。（01）高齢者福祉地域支援事業費では、節 11 役務費で、紙おむつ給付宅配料の増を見込み、6 万 7,000 円を増額、節 19 扶助費では、令和 2 年度末からの 2 名の利用者の増により、福祉電話使用料で 4 万 8,000 円を増額、利用者の増により、紙おむつ給付費 166 万 3,000 円を増額するもので、節 22 償還金・利子及び割引料においては、令和 2 年度高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により 21 万 4,000 円を増額し、返還をするものです。

15 ページをご覧ください。事業（03）高齢者見守り相談事業費では、節 17 備品購入費において、耐用年数超過に伴う機器入れ替えにより機器購入費 143 万 6,000 円を増額し、節 22 償還金・利子及び割引料においては、令和 2 年度高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により 41 万 8,000 円を増額し、返還をするものです。

次の事業（05）高齢者火災安全システム事業費から、16 ページをご覧ください。

（15）人にやさしい道づくり整備事業費までの節 22 償還金・利子及び割引料においては、令和 2 年度高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金、地域福祉推進区市町村包括補助金などの交付額の確定により、それぞれ説明欄記載の返還金を増額し、返還をするものでございます。

事業（16）介護予防ケアマネジメント事業費では、節 11 役務費で、地域包括システム端末機 3 台の入れ替えに伴う既存機器の撤去料を 4 万 2,000 円増額、（19）生計困難者介護サービス利用者負担額軽減事業費では、節 22 償還金・利子及び割引料において、都補助金の交付額の確定により 9 万 8,000 円を増額し、返還をするものです。

事業（20）介護保険事業費では、節 04 共済費で、職員人件費の調整により 7 万円を増額し、（24）筋力向上トレーニング施設事業費では、古里地区で行う筋力トレーニング施設、その修繕に係る経費として節 14 工事請負費として、床張り替え工事費 150 万円を増額し、節 17 備品購入費として、ストレッチの DVD などの放映に使うテレビなどの購入費 40 万円を増額するものです。

次に、目 03 心身障害者福祉費では、（07）重度障害者（児）タクシー乗車料金等助成事業費、節 19 扶助費において、実績により 16 名分を追加し、24 万円を増額するものです。

次の（08）障害者総合支援事業費、節 19 扶助費では、サービス費不足分 618 万円を増額し、17 ページをご覧ください。節 22 償還金・利子及び割引料において、説明欄記載の令和 2 年度の国庫負担金の交付額の確定により 274 万 4,000 円を増額し、令和 2 年度の都負担金の交付額の確定により 144 万円、都補助金の確定により 130 万 9,000 円を増額し、返還をするものです。

次の（09）障害者医療事業費では、節 22 償還金・利子及び割引料において、説明欄記載の令和 2 年度の国庫負担金の交付額の確定により 125 万 9,000 円を増額、都負担金の確定に伴い、52 万 7,000 円を増額し、返還するものです。

（17）障害者地域活動支援センター事業費、節 10 需用費では、見込みにより上下水道料、ガス代を 2 万 1,000 円増額をするものです。

次に、項 02 児童福祉費です。目 01 児童福祉総務費、（01）児童福祉費では、節 11 役務費で、児童福祉系児童手当保育医療費助成等のシステムデータ消去作業料 16 万 3,000 円を増額し、（03）ひとり親家庭医療費助成事業費では、節 19 扶助費で、説明欄記載の医療費につきまして実績を見込み、それぞれ増額し、18 ページをご覧ください。（06）乳幼児医療費町単独助成事業費では、節 12 委託料で、事務委託料を実績を見込み 3,000 円増額し、節 19 扶助費でも説明欄記載のとおり、それぞれ実績を見込み、増額をするものです。

次に、（09）子育て世帯への臨時特別給付金事業費 4,695 万 8,000 円の皆増は、歳入でもご説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症による影響による子育て世帯に対し、

臨時特別給付金、児童1人に対し、10万円を2回に分けて支給する事業によるもので、節03職員手当等で、職員の人件費を見込み、60万円を追加し、節10需用費から節13使用料及び賃借料まで、事業に関わる経費を説明欄記載のとおり計上し、節18負担金・補助及び交付金では、対象人数460人分の5万円掛ける2回分を給付費として4,600万円を皆増するものです。

次に、目02児童措置費、(02)児童手当費、節12委託料では、令和4年度から実施されます児童手当の特例給付の一部対象外の対応や、現況届廃止に関わるシステム改修を令和3年度実施分に限り補助金が交付されることとなったため、児童手当システム改修委託費を247万7,000円増額をするものです。

目03児童健全育成事業費、(01)放課後児童健全育成事業費、節10需用費においては、消耗品費2万2,000円を増額するもので、こちらは、災害用トイレや救急バッグセット等を購入するため、計上をするものでございます。

19ページをご覧ください。節14工事請負費では、氷川学童会の網戸設置工事費17万2,000円を増額するもので、コロナ禍においての定期的な換気で窓を開けると虫等が入ってくるため、網戸を取り付けるためのものでございます。

目04、(01)子ども家庭支援センター事業費では、節03職員手当等で、人件費の調整により43万4,000円を増額するものです。

以上で、民生費の説明を終わります。

次に、款04衛生費となります。項01保健衛生費、目01、事業番号(01)保健衛生総務費、節03職員手当等では、職員人件費の調整により38万5,000円を増額し、節22償還金・利子及び割引料では、令和2年度医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により14万6,000円を増額し、返還をするものです。

(02)保健福祉センター管理費、節10需用費では、見込みにより、ボイラー用重油33万2,000円の増額、節12委託料では、説明欄記載の改修に関わる実施設計委託料を設計の見直しにより335万5,000円を増額し、節17備品購入費では、20ページをご覧ください。耐用年数により消火器を購入するため、9,000円を増額するものです。

次に、目02予防費です。(01)健康づくり推進事業費では、令和2年度医療保健政策区市町村包括補助事業補助金、その交付額の確定により、節22償還金・利子及び割引料で68万6,000円を増額し、返還をするものです。

(02)感染症予防対策事業費では、節12委託料において、歳入でもご説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、肺炎球菌ワクチンをより多くの方

が接種できるよう、令和3年度につきましては、予防接種費用 2,500 円分が 65 歳以上の方などに交付されることとなったため、対象者 301 人分、75 万 3,000 円を増額し、節 22 償還金・利子及び割引料においては、令和2年度の国庫補助金の交付額の確定に伴い、30 万 6,000 円を増額し、医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により 8 万 7,000 円を増額し、それぞれを返還をするものでございます。

(07) 健康増進法保健事業費では、節 12 委託料で、見込みにより肝炎ウイルス検査委託料 37 万 7,000 円を増額し、節 22 償還金・利子及び割引料において、令和2年度医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により 3 万 7,000 円を増額し、返還をするものです。

次の(09)健康相談事業費から 21 ページをご覧ください。事業(13)心の健康対策事業費までの節 22 償還金・利子及び割引料において、令和2年度医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定に伴う返還金として、説明欄記載の金額をそれぞれ増額し、返還をするものです。

次に、(15)新型コロナウイルスワクチン接種事業費、節 11 役務費では、3回目の接種券発送用郵券代 27 万 8,000 円を増額し、節 12 委託料におきましては、3回目のワクチン接種を1月から行うため、その接種券作成委託料 217 万 3,000 円、ワクチン接種コールセンターの設置などの接種予約等事務委託料 1,238 万 5,000 円を増額するものです。

目 03 母子保健事業費です。(08)5歳児健康診査事業費では、節 22 償還金・利子及び割引料において、令和2年度医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により 11 万 6,000 円を増額し、返還をするものです。

(16)未熟児養育医療事業費では、節 22 償還金・利子及び割引料において、令和2年度の国都負担金の交付額の確定により、それぞれ説明欄記載の金額を増額し、返還するものです。

目 04 環境衛生費です。事業(01)環境衛生総務費、節 02 給料 7 万 9,000 円を増額は、職員人件費の調整によるもので、22 ページをご覧ください。項 02 清掃費、目 01、事業(01)清掃総務費、節 03 職員手当等 3,000 円を増額も人件費の調整によるものです。

以上で、衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長(杉山 直也君) 次に、款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 03 農業振興費 300 万 9,000 円を増額は、内訳として、事業(01)農業振興総務費で、49 万 5,000 円を増額し、節 12 委託料の説明欄記載の特産物加工体験施設アースガーデンの高圧変電設備の老朽化に伴う更新工事のため、設計委託費を新たに計上するもので、次の事

業（03）体験農園管理運営事業費 251 万 4,000 円の増額は、節 04 共済費で、人件費の調整によるものと、節 14 工事請負費で、滞在型ラウベの外周竹垣設置工事において当初予定していた竹垣の部材を耐久性の高いものに変更し、長寿命化を図るため、250 万円を増額するものです。

次に、項 02 林業費、目 01、事業（01）林業総務費 22 万 6,000 円の増額は、節 03 職員手当等から節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

次に、目 03 森林費 19 万円の増額は、23 ページをお願いいたします。事業（01）森林保全・活用総務費 19 万円を増額するもので、節 04 共済費で、人件費の調整によるものと、節 10 需用費で、チェーンソー等の作業器具の修繕費として 3 万円を増額するものです。

次に、事業（02）多摩の森林再生事業費は、予算の増減はありませんが、節 11 役務費で、デジタル簡易無線局の免許更新に伴う手数料 1 万 9,000 円を新たに計上するとともに、節 17 備品購入費から 1 万 9,000 円を減額し、予算を調整するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 林道治山費 700 万円の増額は、事業（01）林道維持管理費において、節 14 工事請負費を増額するもので、町が管理いたします林道 24 路線を対象に、老朽化した道路構造物の維持補修や斜面の安全対策など、年度末に向けた維持補修工事の発注に備え増額するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、項 03 水産業費、目 01、事業（01）水産業総務費 21 万 7,000 円の増額は、地域おこし協力隊の募集に際し、地域おこし協力隊として正式な活動を始める前に、おためし地域おこし協力隊制度を活用し、選考審査の過程において 2 泊 3 日の体験プログラムを導入することとしたため、節 10 需用費で、体験期間中の昼食代を、節 18 負担金・補助及び交付金で、宿泊費を新たに計上するもので、それぞれ 5 名分を見込むものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

24 ページをお願いいたします。款 07 商工費です。項 02 観光費、目 01、事業（01）観光総務費 26 万 6,000 円の減額は、節 03 職員手当等の人件費の調整によるものと節 08 旅費において、日本鍾乳洞サミット及び幹事会が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりオンライン開催となったため、職員研修旅費 26 万 7,000 円を減額するものです。

次に、目 02 観光施設費 856 万 5,000 円の増額は、内訳として、事業（01）観光施設維持管理費 90 万円の増額は、節 10 需用費の光熱水費を実績見込みにより増額するもので、次の事業（02）観光施設整備事業費 766 万 5,000 円の増額は、内訳として、節 12 委託料で、「もえぎの湯」の源泉汲み上げ量が年々減少傾向にあることから、第 2 源泉の孔内検

層を行い、ストレーナー管内の目詰まり等の調査を行うものです。

次の節 14 工事請負費 640 万円の増額は、説明欄記載の「もえぎの湯」維持管理工事として、現在故障により代替機で対応しております給水ポンプの交換工事を行うものと、次の「もえぎの湯」第 2 源泉ポンプ取り替え工事として、令和 4 年度に予定しておりました第 2 源泉ポンプの定期メンテナンスに伴う源泉ポンプ取り替え工事を、先ほど委託料でご説明いたしました第 2 源泉調査委託の施工時において源泉ポンプを引き上げる必要があることから、調査委託と同時に施工することにより経費の節減が図れるため、今年度に前倒しで実施するものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費でございます。項 02 道路橋梁費、目 02 道路新設改良費 530 万円の増額は、内訳といたしまして、事業（01）都補助道路新設改良事業費 30 万円の増額は、節 21 補償・補填及び賠償金を増額するもので、白丸丸の内西線道路新設工事に係る現地調査に基づきまして白丸 274 番地、同 275 番地の立木 17 本分の補償費を増額するものでございます。

次に、事業（02）町単独道路新設改良事業費 500 万円の増額は、節 12 委託料を増額するもので、説明欄記載の小丹波地内竹の平中線実施設計委託は、300 万円の増額で、委託による地質調査を実施したところ、地層の状況が悪いことが確認されたため、新たに地質調査 2 カ所を追加し、地層断面データの採取を行い、構造物を検討するための基礎資料として増額するものでございます。

次に、川井地内の松葉穴沢線測量設計委託は、200 万円を増額するもので、川井地内八雲神社下に位置します川井 630 番地 1 外の町有地で、定住促進用地の活用に係ります道路設計業務におきまして町が計画する構造物と国道 411 号線の道路構造物が近接することから、建設局との協議により構造物の安全性の確認のため、事实地質調査 1 カ所と構造物比較検討資料の作成業務を追加するものでございます。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 次に、25 ページをご覧ください。項 04 住宅費、目 01 住宅管理費の 124 万 1,000 円の増は、内訳として、（02）町営・公営住宅管理費の節 02 給料及び 04 共済費については、人件費所要額の調整によるものです。

（03）町営若者住宅管理費の節 03 職員手当等については、人件費所要額の調整によるもので、10 需用費の 70 万円の増は、町営若者住宅の修繕費を見込み、11 役務費の 8,000 円の増は、建設中の町営若者住宅、大氷川住宅 1 棟 2 戸及び子育て応援住宅、丹三郎に 1 戸、寸庭に 1 戸の建物災害共済保険料を見込むものです。

以上で、土木費の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） 次は、款 09 消防費でございます。項 01 消防費、目 01、(01) 常備消防費 2,571 万 6,000 円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の消防事務委託費負担金の増額でございます。委託費負担金は、東京都と町との間で、令和 3 年度消防事務委託の管理に要する経費負担に関する協定書に基づき、地方交付税の基準財政需要額の消防費の内、常備消防費、水利費を除く 100%に相当する額とすることから算定根拠に基づき支出するものでございます。令和 3 年度普通交付税算定において、消防費に関わる単位費用、補正係数ともに増加したことに伴い、令和 3 年度の消防事務委託費負担金を 1 億 5,083 万 2,000 円に確定し、当初予算の消防署の庁舎等の借地料と合わせて常備消防費の予算額全体を 1 億 5,130 万 3,000 円とするものでございます。

次に、目 02 非常備消防費です。次の 26 ページをご覧ください。(02) 消防団費 20 万円の減額は、節 13 使用料及び賃借料で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今年度の西多摩地区消防大会が中止となったことから、説明欄記載の西多摩地区消防大会時送迎バス借上料を皆減するものでございます。

次に、目 03 消防施設費、(01) 消防施設維持管理費 55 万円の減額は、節 14 工事請負費で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、町の消防操法大会が中止となったことから、説明欄記載の町操法審査会場改良工事費を皆減するものでございます。

以上で、款 09 消防費の説明を終わります。

○教育課長（新島 和貴君） 次に、款 10 教育費、項 01 教育総務費、目 02 事務局費、事業 (01) 事務局費、節 02 給料から 04 共済費は、所要額の調整により 15 万 9,000 円を増額し、目 03 教育指導費、事業 (03) 幼稚園等補助事業費、節 12 委託料 149 万円の増額は、管外幼稚園の児童措置費の増額によるものです。

次に、項 02 小学校費、目 01 学校管理費、節 10 需用費 30 万円の増額は、27 ページをご覧ください。氷川小学校の光熱水費を増額するものです。

目 02 教育振興費、事業 (01) 小学校教育振興費 57 万 6,000 円の減額は、節 12 委託料 65 万円の減額で、新型コロナウイルスの影響により芸術鑑賞教室を中止したことによるものです。節 17 備品購入費の 7 万 4,000 円の増額は、一般教材用備品を購入するものです。

次に、項 03 中学校費、目 02 教育振興費、事業 (03) 奥多摩中学校教育振興事業費 16 万 1,000 円の増額は、教師用の教科書・指導書を購入するものです。

次に、項 04 給食費、目 01 給食管理費、事業 (01) 給食管理費 102 万 8,000 円の増額は、



節 01 報酬、節 04 共済費は、所要額の調整により増額し、節 10 需用費は、02 燃料費を増額し、06 修繕費では給食用オーブンの修理を行うものです。

次に、28 ページをお開きください。項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費、事業 (01) 社会教育総務費 61 万 9,000 円の増額は、新型コロナウイルスの影響により、成人式での飲食を取りやめることから、参加者記念品を用意するため、消耗品を増額し、食糧費を減額するものです。

事業 (02) 教育文化振興事業費 1,657 万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、説明欄記載の海外派遣事業など各種事業を中心にしたことによるものです。

目 02 青少年対策費、事業 (01) 青少年対策事業費 300 万 4,000 円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、説明欄記載の神津島洋上セミナーを中止したことによるものです。

目 03 文化財保護費、事業 (01) 文化財保護事業費 3 万円の増額は、所要額の調整によるものです。

29 ページをご覧ください。目 04 水と緑のふれあい館事業費 5 万 8,000 円の増額は、節 01 報酬から 08 旅費までは、所要額の調整によるものです。

目 05 図書館費、事業 (01) 図書館費の 13 万 2,000 円の増額は、図書館電算システムの改修を行うためです。

目 06 美術館費、事業 (01) 美術館事業費 23 万円の増額は、せせらぎの里美術館の管理業務委託料の増額に伴うものです。

次に、項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費、事業 (01) 保健体育総務費 100 万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、加藤旗争奪駅伝大会を中止したことにより、体育協会の補助金を減額するものです。

目 02 体育施設費 446 万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、古里小学校プール的一般開放を中止したことにより、学校開放事業を減額するものです。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款 11 災害復旧費です。項 03、目 01 過年度災害復旧費、事業 (01) 令和元年度台風第 19 号災害復旧事業費 2 億 3,400 万円の減額は、節 12 委託料で、ワサビ田災害復旧作業委託を 3,500 万円減額し、節 14 工事請負費で、農業施設災害復旧工事、ワサビ田災害復旧工事を 2 億円減額するものです。激甚災害の指定を受け、3 年間で被災したワサビ田の復旧作業を進めておりますが、今年度が最終年度となり、復旧意向のあったワサビ田の復旧の目途が立ち、事業費の見込みも立ったことから、

それぞれ減額を行うものです。

次の節 18 負担金・補助及び交付金 100 万円の計上は、東京都土地改良事業団体連合会へワサビ田災害復旧事業費に対する特別賦課金を規定に基づき支払うものでございます。

以上で、款 11 災害復旧費の説明を終わります。

次に、款 14 予備費 72 万 3,000 円の減額は、財源調整によるものでございます。

以上で、款 14 予備費の説明を終わります。

以上で、議案第 61 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 61 号の説明は終わりました。

次に、議案第 62 号についての説明を求めます。住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第 62 号 令和 3 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。タブレットで 6 ページをお願いします。

はじめに、歳入ですが、款 05 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 127 万 9,000 円の増額は、一般会計の保険基盤安定繰出金を繰り入れるもので、内訳としまして、保険税軽減分 65 万 8,000 円及び保険者支援分 62 万 1,000 円の増額を見込むものです。

以上で、歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出となりますが、次の 7 ページをお願いします。款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 01、事業（01）一般被保険者保険税還付金 80 万円の増額は、説明欄記載の国保税一般分還付金過年度分となりますが、ここでこの 10 月、11 月で社会保険に加入に伴い、国保離脱の手続をされた 2 名の方が実際に社会保険に加入したのが平成 30 年 3 月及び 7 月だったため、平成 29 年度分から令和 2 年度分の 4 カ年度分の還付が発生し、1 件が 100 万 4,800 円、もう 1 件が 22 万 9,700 円、合計 123 万 4,500 円と高額な還付金が発生したことから増額するものです。

次の款 09 予備費 47 万 9,000 円の増額は、予算調整によるものです。

以上で、議案第 62 号の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 62 号の説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 61 号の質疑を歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。4 番、小山辰美議員。

○4 番（小山 辰美君） 4 番、小山です。

歳入でページ 8 ページ、款 17 寄附金で、ふるさと納税寄附金、それから、歳出でペー

ジ 10 ページ、総務費でふるさと納税業務委託、このことについては、何回か質問していますので分かるんですが、奥多摩町民が他市町村へふるさと納税をしていると思われま。そして、ふるさと納税というのは、住民税の控除の対象となるんですが、住民税の減額分と、ふるさと納税の納税分、これどっちがどういうふうが多いのか、伺いたいと思います。簡単に結構です。1年間通してのことです。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4 番、小山議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

予算書のほう歳入が 8 ページ、歳出が 10 ページ、いずれもふるさと納税寄附金に関わる部分でございます。質問の趣旨といたしましては奥多摩に寄附をしていただける方の金額と、それから、町民が他の自治体にふるさと納税をしている部分、その状況が今どうなっているかというお話かと思ひます。

こちらにつきましては、ちょうど 12 月の 3 日に「西多摩新聞」のほうにも記事が載っているところがございますけれども、西多摩の状況という中で奥多摩町でございますが、2020 年度のふるさと納税の受け入れという部分では 207 万 5,000 円ということございました。これは、奥多摩町役場のほうに寄附をしていただいた方という金額が 207 万 5,000 円ございました。対しまして、ふるさと納税に関わる寄附金の税額控除、住民税控除、先ほど申し上げていただいたところがございますけど、こちらにつきましては、いわゆる奥多摩町から外へ出て行ってしまったと思われる金額の部分ですが、こちら 253 万円をちょっと超えるというところがございます。差し引き 50 万円弱ぐらいが、いわゆる赤字という言い方が適当かわかりませんが、そういうふうな状況になっているところがございます。

ちなみに隣の青梅市さんですけれども、受け入れのほうは 7,627 万円に対しまして、寄附金税額控除のほうは 1 億 4,561 万円というような状況でございます。檜原村さんのほうが若干、歳入のほうが多いというような状況ですけれども、それ以外のところはほぼ控除されてしまう部分のほうが大きくなっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 4 番、小山辰美議員。

○4 番（小山 辰美君） ありがとうございます。何かふるさと納税がつまらなくなってきたような気がするんですけれども、ぜひ奥多摩へふるさと納税をしていただくような考えを持ってやってもらいたいと、そう考えます。ありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

今の小山議員と同じところなんですけれども、寄附金のところの一般寄附金1,200万円ちょっとということで高額な寄附金がされていますけど、差し支えない程度で、どのような個人なのか、団体なのか、教えていただければと思います。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

小山議員と同様、ふるさと納税関係というところのページではございますけれども、お話の中では一般寄附金の部分で1,150万円が増額という状況でございます。こちらの中ということで、大きいところというお話をいただきました。これは10月5日の町の広報おくたまのほうにも掲載をさせていただいているところでございますけれども、こちらの3ページのほう「ご寄附ありがとうございました」ということで写真入りで掲載をさせていただいております。梅沢のところにあります、定住関係で活用させていただくということで、土地・建物のご寄附等いただいているところなんですけど、それに伴いまして、いわゆる現金のほうもご寄附、藤野カツ様、青梅市の方ですけれども500万円、伊藤明広様、国立市、250万円ということで、この部分だけで750万円、そのほかにも実績等に応じてというところで増額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今の件、若干補足させていただきますけれども、梅沢地域の方が寄附をしていただいた方いろいろな形で今まで関わってきて、相談に乗ってあげたり、それから、私どもの定住化のほうでも、どういうふうな形で家のほうを、そのご家族が考えているかというふうなことのやりとりの結果がこういうふうな形で本当に高額な額で、私もびっくりしましたけれども、やっぱり住民のいろいろな心根が通じてこういうふうな形になったのかなというふうなことで大変感謝しております。今後いろいろな施策に対して、やっぱり職員はじめ地域の方々はその住民と本当に心の密で通わせられるような形をとっていかなければいけないというふうなことを改めて認識されたご寄附でありました。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。5番、木村圭議員。

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

ページが28ページ、教育費です。目01、事業（01）の社会教育総務費の先程説明で、

成人式の飲食を無くして記念品をとというお話だったんですけど、金額が減るほうが7万1,000円で、増えるほうが69万とかなり差があるんですけど、何かあるのかなと思ってお伺いします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 5番、木村議員のご質問にお答えいたします。

28ページの(01)社会教育総務費の節10需用費の消耗品費の増額の内容のことだと思います。まず昨年度、成人式につきましては、オンラインというような形で開催をさせていただきました。

しかしながら、今年度につきましては、コロナが収束したということで、規模を縮小し、最小限の中でコロナ対策をとって行っていくというふうに現在進めております。

そのような中で、やはり前年度の対象の方も何らかの形で救済をしたいというような考えを持ちまして、今年度の実施できなかった方達も来年の1月10日の成人の日の式典の後、要は、午前中に成人の日の式を行いまして、午後に今年度実施できなかった方を対象に成人の集いというような形でやりたいということで、消耗品費のほうについては、若干増額をさせていただいているというようなことでございます。

なお、内容につきましては、消耗品というような形で、近ツ一のギフト券をご用意しております。こちらについては当初、町内の商品券等も検討したんですけども、やはり20歳になりますと、町外に出ている方もいらっしゃる。町外の方でも奥多摩町で成人式を迎えたいというような意向もあることから、そのような形で今、検討し、調整をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、人数につきましては、今年成人になられる方が31名、集いの方が43名ということで、合計で74名というふうに現時点でつかんでおります。ただ、こちらの補正予算をやった段階では、町外に出ていた方の申し出がなかったものですので、69人分のものを見ておりますが、参加者ということですので、100%の方がいらっしゃる訳ではありませぬので、概ね9割程度の予算を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。10番、宮野亨議員。

○10番（宮野 亨君） 10番です。

タブレットのページは15ページ、民生費、(03)高齢者見守り相談事業費で、説明欄の見守りシステム機器の増ということで、どのような機種で、あと、その耐用年数、これから高齢者がかなり増えるとなると、機種によっては短い期間だと予算が段々拡大してい

くのかなと思ったんで、その機種と耐用年数が分かれば、簡単で結構です、教えていただきたいです。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 10 番、宮野議員のご質問にお答えさせていただきます。

15 ページの高齢者見守り相談事業の部分の機器の部分につきまして質問いただきました。まず機器のほうですが、緊急通報装置ということでの機械になっておりまして、あと人感センサーの機器になっております。耐用年数につきましては 10 年ということになっていまして、それぞれこの中のやりくりで、使用しなくなった方の物を新しい人に回したり、そういった工夫も施しております。そういったことで、今回につきましては 15 件の購入ということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田です。

ページで言いますと、8 ページの款 15 都支出金、項 02 都補助金の中の農林水産業費の都補助金、さっきご説明がありましたように、ワサビ田の関係の部分が約 2 億 3,500 万円減額ということで、支出のほうは、30 ページのほうで同じく 2 億 3,500 万円減額というお話で、予定よりもかなり大きな減額で、3 年間でほぼ工事のほうは終了するというようなご説明だったと思うんですけども、かなり減額になった要因といたしますか、半分くらい減っておりますけれども、その要因と 3 年間終わって 4 年度以降、もし復旧する箇所があった場合はやられるかどうか、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9 番、石田議員さんからのご質問にお答えいたします。

歳入 8 ページで、都補助金の中の目 04 農林水産業費都補助金の中の、歳入の側で言えば農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金の減と、併せて歳出でいけば 30 ページの災害復旧費の中で、同じくワサビ田の事業費の減ということでございます。この減額の要因ということでございます。

ワサビ田災害復旧費の予算計上にあたりましては、なかなか積算が難しいという状況もありまして、設計等をかけて予算に乗せられれば一番いいんですけども、なかなか積算が難しいという中で、かなり大きな金額で当初予算で乗せさせていただいております。

というのも、当初の激甚災害の査定のときにも復旧箇所等工事費が見込みが難しいということで、ワサビ田台帳の145カ所全てが被災したという想定で工事費の積算をしまして、23億6,000万という非常に大きな見込みになっておりました。その後、現地調査等を踏まえ、また、耕作者や山葵栽培組合の役員の方等々も含めて現地調査を行いまして、その結果に基づきまして145カ所中79カ所は被害がない箇所、または、被害が大き過ぎて復旧ができないというような状況から66カ所が耕作者の方から復旧の意向があったということで、その66カ所を優先して3年間で復旧を進めていくということで捉えております。

先程も申し上げましたとおり、なかなか積算が難しいということで、当初予算の計上といたしましては大きく計上させていただき、ここで先程も申し上げましたが、3年間の最終年度ということで、ある程度の事業費の見込みが立ったということで減額をさせていただいたということでご理解をいただければと思います。

次に、激甚災害が3年で終わるということで、4年度以降の復旧の関係でございます。先程も申し上げました復旧意向のあった箇所を優先して実施するというので進めております。4年度以降は当然、激甚災害の補助金のほうが使えないということでございますので、こちらにつきましては、東京都のほうと相談をさせていただきながら、66カ所以外の場所でも手を入れればワサビ田として使える箇所等もございます。今年度全て含めて、3年間でワサビ田台帳のほうを整備したんですが、令和元年の台風第19号災害で甚大な被害が出てしまったということで、台帳が現状と違っているということで、今年度その台帳の修正作業も予定しております。

そんな中で復旧の可能性があるワサビ田につきましては、山葵栽培組合の方々と協議を行いまして、わさび塾の卒業生等もいらっしゃいますので、そちらに貸し出しをしていきたいというふうに考えております。その財源といたしまして、今後、東京都の関係局と協議をさせていただいて、補助金のほうをつけていただきたいということでお話はしているところでございます。

そういった意味で補助金の活用をしながら、引き続き活用できそうなワサビ田については復旧をしていきたいというふうに担当課のほうでは考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。12番、原島幸次議員。

○12番（原島 幸次君） 12番、原島です。

1点教えていただきたいんですが、ページ数が11ページ、目の(02)企画事業費で、町公式フリータブロイド誌作成で16万3,000円の追加予算と、総額で254万2,000円に

なります。今までの分をどこをどういうふうな配付をされているのか。

それから、今度 2,000 部追加した分は、どういう所に配付、或いはどこへ配付するのか、その辺を教えていただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 12 番、原島議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

ページが 11 ページ、企画事業費、この中の委託料、町公式フリータブロイド誌作成委託増の部分でございます。

1 点目のご質問でございます。現状どのような所に配付しているのかというお話でございます。現在のところ、大きいところだと、JR の青梅駅に持ち込みということで、ここが 1,800 部ということでございます。それから、そのほか自治会の回覧でも回しております。これは数百部ということになりますけれども、そのほか東京観光情報センターの新宿に 150、立川のほうへ 300、それから、近隣で丹波山・小菅の道の駅ということで 50 部ずつ、それから、町内でございまして、水と緑のふれあい館に 150 部、また、観光案内所は 300 部というところ、また、そのほか各飲食店であるとか、公共施設というところで数十部ずつ配布をしているところでございます。

今回 2,000 部増刷させていただくというこの数字の理由ですけれども、主に JR 青梅駅からもっと欲しいというお話をいただいております、基本的にそちらのほうへ増刷した分を追加で持っていくという形になろうかと思っております。JR 青梅駅に持ち込んだものをそこから国分寺、三鷹、代々木、四谷、千駄ヶ谷、また、埼玉のほうになりますけれども、東所沢、または小田原、こういったようなところにも増えた分も含めてですけど、現在も配布を青梅駅の駅長さんの取り計らいでやっていたいただいているという状況ですので、引き続き町の情報発信、イメージ発信というところで努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。1 番、伊藤英人議員。

○1 番（伊藤 英人君） 1 番、伊藤です。

2 つ、23 ページ、款 06 農林水産業費、目 01 で水産業総務費の中の右下、おためし地域おこし協力隊宿泊負担金 5 名分の計上ですけれども、現状の応募状況を確認したいかなと思われました。

2 つ目が 18 ページ、目 09 子育て世帯への臨時特別給付金事業費、10 万円分を 2 回に分けて配布、これ以前の特別給付金と同じように、口座への振り込み形式になるのかなと



思いますので、そこを確認したいと思いました。クーポン券のような形式ではないということを確認したいと思います。お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1 番、伊藤議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

まず 1 点目の部分でございます。23 ページ、農林水産業費、この中一番下の部分ですけれども、おためし地域おこし協力隊の宿泊負担金に伴うという部分で、現状の応募状況というお話でございます。11 月 30 日に応募を締め切りさせていただきました。結果 3 名の方の応募がございました。これから審査ということになってまいりますけれども、この辺については今後のことということと、また、来週一般質問でご質問いただいておりますので、そこでお話をとしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 1 番、伊藤英人議員さんの 2 点目の質問にお答えさせていただきます。

子育て世帯の臨時特別給付金の関係でございますが、こちらにつきましては、先行して今、事務を進めさせていただいております。10 万円の部分につきまして 2 回に分けてということで、1 回目の 5 万円は現金給付ということで、今年中、12 月 27 日を目途に、児童手当の受給世帯、こちらで公務員家庭を除く、児童手当の受給世帯の方に振り込みの予定をしております。こちらにつきましてはお知らせをしまして、あと辞退をする方もいられるということで、その確認が 12 月 10 日までとなっておりますが、それを確認した時点で、この予算通り次第、振り込みの手続をさせていただきます。

2 回目の 5 万円分につきましては、今まさに国会等で審議、または世論で話題になっているところでございますが、原則クーポン券でということになっておりますが、こちらにつきましては 5 万円の現金でもというお話も出ております。こちらにつきましては今後、国の動向、近隣市町村等の動向を注視しながら、住民の方に不利益がこうむらない形で、町のほうとしてもクーポン券、若しくは現金というほうを東京都と相談しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますけれども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午後0時11分休憩

午後1時00分再開

○議長（高橋 邦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

一般会計質疑から再開します。質疑ございませんか。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

ページで言いますと11ページの総務費、総務管理費の中の防犯対策費、防犯施設整備費の中で、先ほど南氷川の氷川保育園前に街灯設置ということで、どうもありがとうございます。そのほかにソーラータイプ5カ所を設置されるというようなお話がありましたけれども、具体的な場所とか教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 9番、石田議員のご質問にお答えさせていただきます。

氷川保育園の場所は、先ほど申したとおりでございますけれども、そのほか町で自治会からの要望で設置する場所でございます。こちらにつきましては、国道を小河内方面に向かって行きますと、原新さんから森田屋さんの側、そちらに3基を予定しております。具体的な場所ですけれども、旧りそなの周辺ですとか、タイムズマートさんの周辺、そのほか太田代さんの少し先にNTTさんが管理している道路があります。その辺の付近を予定しております。また、鉢の木さんから氷川保育園さんの間ですけれども、こちらにつきましても石田議員さんの会計事務所さんの側になるんですけど、そちらと、あと氷川保育園さんの手前あたりを今検討しているところでございます。

いずれにいたしましても土地につきましては民地になりますので、自治会さんから土地の許可を取っていただいて、ソーラータイプの部分については国道に出る部分もございしますので、その辺の手続上を経て設置をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

ページ数で言いますと16ページ、目(24)筋力向上トレーニング施設事業費で、こちら古里に作っていただいてありがとうございます。オープンはいつになりますでしょうか。

あと、福祉会館で行われている筋力向上トレーニングは、社協の方がコーチとして、してくださっていますけれども、古里はどなたを予定していますか。教えていただければ幸い

です。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 2番、森田議員さんの質問にお答えいたします。

ページ数で16ページの筋力向上トレーニング事業の関係でございます。オープンにつきましては、工事をこれからということになりますので、できれば3月には間に合わせたいという形で進んでいく予定でございます。

また、福祉会館の場合は、社協の職員で資格を持つ職員が指導員としてトレーニングマシン等を教えているんですが、古里地区におきましては、やはり資格がある者でなければ教えることできないということで、そういった者をお願いするか、あと指導員としましては、最終的には会計年度任用職員として採用することになりますので、ここの関係も出てきますが、今、介護の仕事をしていた人、そういった方にもお声掛けをさせていただいております。ということで理解していただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

同じページ16ページの下段一番下の所、タクシー乗車料金等扶助増と障害福祉サービス費増の内容を教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 6番、大澤由香里議員さんの質問にお答えさせていただきます。

16ページの(07)重度障害者(児)タクシー乗車料金等助成事業費で扶助費におきましてタクシーの乗車料金等の部分につきまして16名分を追加しております。こちらにつきましては、当初予算のほうで低く見積もっていた関係で、こちらの24万円が見込みとして不足するというので、こちらの分を補正で計上させております。

また、障害者総合支援事業費の扶助費のサービス分、こちらは国から2分の1、東京都から4分の1来るものなんですが、こちらはコミュニケーション支援事業費、あと移動に関わる事業費、障害者の通所に関わる事業費、それから、障害者福祉サービスで障害者の介護給付、訓練等の給付、また、補装具等の支給、こういった部分をまとめましてシステム上で計算した部分で、こちらの不足する分を計上しております。

なお、障害者部分につきましては、1人の移動等に対しまして大きな経費が掛かるということで、618万円を増額補正しているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

ページは26ページ、款10教育費、項01教育総務費、目03教育指導費の説明のところの幼稚園等補助事業費のところですけど、これは町外の幼稚園に行かれています方への補助だと思んですけど、今どれぐらいの方が利用されているのか、教えていただけたらと思います。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 3番、相田議員のご質問にお答えします。

ページで言いますと26ページの目03教育指導費の事業番号（03）の幼稚園等補助事業費の委託料の内容でございます。

こちらにつきましては、ただ今ご質問のあったとおり、町内の方が町外の幼稚園に通われているということで、現在4月から通われている方が3名、9月から通われている方が1名、合計で4名の方が町外の幼稚園に通われております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号の質疑を終結します。

次に、議案第62号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第62号の質疑を終結します。

次に、ただ今上程の議案第61号、議案第62号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第61号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第62号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第63号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。

ここで、審議の対象となる7番、澤本幹男議員には、審議が終了するまで退席を求めます。

[7番 澤本 幹男君 退席]

○議長(高橋 邦男君) これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 天野 成浩君 登壇]

○総務課長(天野 成浩君) タブレットの議案第63号をご覧ください。議案第63号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により議会のご同意を求めるものでございます。

住所、東京都西多摩郡奥多摩町川井647番地1、氏名、澤本幹男、生年月日、昭和32年2月1日生まれでございます。

提案理由でございますが、議員のうちから選任した監査委員、木村圭氏は、令和3年11月30日をもってその職を辞職されましたので、その後任として澤本幹男氏を選任しようとするものでございます。

澤本幹男氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては、次の2ページから3ページの略歴書のとおりでございます。澤本幹男氏は、人格が高潔であると同時に、非常に幅広い識見をお持ちの方で、当町の財務管理をはじめ、事業の経営管理や行政運営について適切なご指導、ご助言をいただく監査委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

○議長(高橋 邦男君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただ今上程の議案第63号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 63 号の質疑を終結します。

次に、ただ今上程の議案第 63 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 63 号について同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 63 号については、同意されました。

ここで、除斥となっております澤本幹男議員は、除斥の対象から解除されましたので、着席を求めます。

[7番 澤本 幹男君 着席]

○議長(高橋 邦男君) 次に、日程第 10 西秋川衛生組合議会議員の選挙を議題とします。

西秋川衛生組合議会議員 3 名から辞職願が提出され、欠員となっております。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推薦とすることに決定しました。

指名につきましては、議長において指名させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、指名につきましては、議長が指名することに決定しました。

申し上げます。西秋川衛生組合議会議員には、2 番、森田紀子議員、5 番、木村圭議員、10 番、宮野亨議員、以上 3 名を指名いたします。

お諮りします。西秋川衛生組合議会議員には、ただ今指名した 3 名の議員を当選人とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、西秋川衛生組合議会議員には、

ただ今指名した森田紀子議員、木村圭議員、宮野亨議員を当選人とすることに決定しました。

次に、日程第 11 秋川流域斎場組合議会議員の選挙を議題とします。

秋川流域斎場組合議会議員 2 名のうち 1 名から辞職願が提出され、欠員となっております。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推薦とすることに決定しました。

指名につきましては、議長において指名させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、指名につきましては、議長が指名することに決定しました。

申し上げます。秋川流域斎場組合議会議員には、9 番、石田芳英議員を指名します。

お諮りします。秋川流域斎場組合議会議員には、ただ今指名した者を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、秋川流域斎場組合議会議員には、ただ今示した石田芳英議員を当選人とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

なお、本会議 2 日目は、12 月 14 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 18 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員